

公益財団法人鳥取県消防協会特定費用準備資金等の取扱いに関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人鳥取県消防協会(以下「本会」という。)定款第10条第3項の規定に基づき、特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いに關し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、その各号に定めるところによる。

- (1) 特定費用準備資金とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則(以下「認定法施行規則」という。)第18条第1項本文に定める将来の特定の活動の実施のために特別に支出する費用(事業費又は管理費として計上されることとなるものに限る。)に係る支出に充てるための資金をいう。
- (2) 特定資産取得・改良資金とは、認定法施行規則第22条第3項第3号に定める特定の財産の取得又は改良に充てるために保有する資金をいう。
- (3) 特定費用準備資金等とは、上記(1)及び(2)を総称する。

(原則)

第3条 この規程による取扱いについては、認定法施行規則に則り行うものとする。

(特定費用準備資金の保有)

第4条 本会は、特定費用準備資金を保有することができる。

(特定費用準備資金の保有に係わる理事会承認手続き)

第5条 本会が前条の特定資産取得・改良資金を保有しようとするときは、会長は、資産ごとに、その資金の名称、対象となる資産の名称、目的、計画期間、資産の取得又は改良等(以下「資産取得等」という。)の予定時期、資産取得等に必要な最低額、その算定根拠を理事会に提示し、理事会は、次の要件を充たす場合において、資産ごとに承認するものとする。

- (1) その資金の目的である資産を取得し、又は改良することが見込まれること。
- (2) その資金の目的である資産取得等に必要な最低額が合理的に算定されていること。

(特定資産取得・改良資金の管理・取崩し等)

第6条 前条の特定資産取得・改良資金については、貸借対照表及び財産目録上名称を付した特定資産として、他の資金（他の特定資産取得・改良資金を含む）と明確に区分して管理する。

- 2 前項の資金については、その資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。
- 3 前項にかかわらず、目的外の取崩しを行う場合には、会長は、取崩しが必要な理由を付して理事会に付議し、その決議を得なければならない。
積立計画の中止、資産取得等に必要な最低額及び積立期間の変更についても同様とする。

(特定費用準備資金等の経理処理)

第7条 特定費用準備資金については、公益認定法施行規則第18条第1項、第2項、第4項、第5項及び第6項に基づき、経理処理を行う。

- 2 特定資産取得・改良資金については、公益認定法施行規則第22条第3項の適用規定に基づき、経理処理を行う。

(雑則)

第8条 この規定に定めのないものについて必要がある場合は、会長が別に定めるものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

この規程は、平成23年12月27日より施行する。